

地方独立行政法人

東京都立産業技術研究センター

平成 2 4 年度

年度計画

地方独立行政法人

東京都立産業技術研究センター

平成 2 5 年度

年度計画

(案)

～ 目 次 ～

I 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 中小企業の製品・技術開発、新事業展開を支える技術支援	
1-1 技術的課題の解決ための支援	1
(1) 技術相談	1
(2) 依頼試験	1
1-2 製品開発、品質評価のための支援	2
(1) 機器利用サービスの提供	2
(2) 高付加価値製品の開発支援	2
(3) 製品の品質評価支援	3
1-3 新事業展開、新分野開拓のための支援	3
(1) 技術経営への支援	3
(2) 国際規格対応への支援	3
(3) 技術審査への貢献	3
2 中小企業の製品・技術開発、新事業展開を支える連携の推進	
2-1 産学公連携による支援	3
2-2 行政及び他の支援機関との連携による支援	4
3 東京の産業発展と成長を支える研究開発の推進	
3-1 基盤研究	4
3-2 共同研究	4
3-3 外部資金導入研究・調査	5
3-4 都市課題解決に資する研究開発	5
4 東京の産業を支える産業人材の育成	
4-1 技術者の育成	5
4-2 関係機関との連携による人材育成	5
5 情報発信・情報提供の推進	6
5-1 情報発信	6
5-2 情報提供	6

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織体制及び運営	
1-1 機動性の高い組織体制の確保	6
1-2 適正な組織運営	6
1-3 職員の確保・育成	6

～ 目 次 ～

I 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 中小企業の製品・技術開発、新事業展開を支える技術支援	
1-1 技術的課題の解決ための支援	1
(1) 技術相談	1
(2) 依頼試験	1
1-2 製品開発、品質評価のための支援	2
(1) 機器利用サービスの提供	2
(2) 高付加価値製品の開発支援	2
(3) 製品の品質評価支援	3
1-3 新事業展開、新分野開拓のための支援	3
(1) 技術経営への支援	3
(2) 国際規格対応への支援	3
(3) 技術審査への貢献	3
2 中小企業の製品・技術開発、新事業展開を支える連携の推進	
2-1 産学公連携による支援	3
2-2 行政及び他の支援機関との連携による支援	4
3 東京の産業発展と成長を支える研究開発の推進	
3-1 基盤研究	4
3-2 共同研究	4
3-3 外部資金導入研究・調査	5
3-4 都市課題解決に資する研究開発	5
4 東京の産業を支える産業人材の育成	
4-1 技術者の育成	5
4-2 関係機関との連携による人材育成	5
5 情報発信・情報提供の推進	6
5-1 情報発信	6
5-2 情報提供	6

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織体制及び運営	
1-1 機動性の高い組織体制の確保	6
1-2 適正な組織運営	6
1-3 職員の確保・育成	6

1-4	情報システム化の推進	7
2	業務運営の効率化と経費節減	
2-1	業務改革の推進	7
2-2	財政運営の効率化	7
III	財務内容の改善に関する事項	
1	資産の適正な管理運用	7
2	剰余金の適切な活用	7
IV	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	7
V	短期借入金の限度額	7
1	短期借入金の限度額	8
2	想定される理由	8
VI	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	8
VII	剰余金の使途	8
VIII	その他業務運営に関する重要事項	
1	施設・設備の整備と活用	8
2	危機管理対策の推進	8
3	社会的責任	8
3-1	情報公開	8
3-2	環境への配慮	9
3-3	法人倫理	9

1-4	情報システム化の推進	7
2	業務運営の効率化と経費節減	
2-1	業務改革の推進	7
2-2	財政運営の効率化	7
III	財務内容の改善に関する事項	
1	資産の適正な管理運用	7
2	剰余金の適切な活用	7
IV	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	7
V	短期借入金の限度額	7
1	短期借入金の限度額	8
2	想定される理由	8
VI	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	8
VII	剰余金の使途	8
VIII	その他業務運営に関する重要事項	
1	施設・設備の整備と活用	8
2	危機管理対策の推進	8
3	社会的責任	8
3-1	情報公開	8
3-2	環境への配慮	9
3-3	法人倫理	9

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 25 条の規定に基づき、東京都知事から認可を受けた平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間に於ける地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下、「都産技研」という。）の中期計画を達成するための平成 24 年度の業務運営に関する計画を、以下のとおり定める。

I 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 中小企業の製品・技術開発、新事業展開を支える技術支援

1-1 技術的課題の解決のための支援

(1) 技術相談

中小企業等に対し、職員の専門的な知識に基づく技術相談を実施し、製品開発支援や技術課題の解決を図る。

- ①お客様への的確な技術相談を提供するため、本部の実施体制を継続する。
- ②総合支援窓口の取組みにより、料金収納及び成績証明書の発行窓口の統合や複数技術分野にまたがる相談への一括対応などサービス機能の総合化を継続する。
- ③都市課題の解決に貢献するため、環境、福祉、安全・安心などの技術相談に対応する。特に、平成 24 年度も環境分野への対応を継続する。
- ④ものづくりに関連するサービス産業等の技術分野の相談について積極的に対応する。
- ⑤中小企業の現場での支援が必要な場合は、職員や専門家を現地に派遣する実地技術支援を実施する。
- ⑥都産技研の保有していない技術については、他の試験研究機関や大学、専門知識を有する外部専門家を活用して課題の解決を図り、利用者の要望に応える。
- ⑦協定締結機関と連携した技術相談体制を拡充する。
- ⑧震災による電力不足に対応するため、都内および被災地中小企業の節電や省エネルギーに関する技術相談や実地技術支援を継続実施する。
- ⑨被災地公設試験研究機関と連携し、現地の課題に対応した震災対応技術支援を実施し、被災地復興に貢献する。

(2) 依頼試験

製品等の品質・性能の評価や、事故原因究明など中小企業の生産活動に伴う技術課題の解決を目的として、依頼試験を実施する。

- ①導入した機器を活用し、高品質、高性能、高安全性など付加価値の高いものづくりを支援できるよう、依頼試験の充実を図る。
- ②都産技研の特徴的な技術分野である非破壊検査、照明、音響、高電圧、ガラス技術分野において、試験精度の向上や試験範囲の拡充など一層高品質なサービスを実施する。
- ③ J I S 等に定めのない分析・評価など、お客様の個別の試験ニーズに対しては、オーダーメイド試験により柔軟に対応する。

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 25 条の規定に基づき、東京都知事から認可を受けた平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間に於ける地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下、「都産技研」という。）の中期計画を達成するための平成 25 年度の業務運営に関する計画を、以下のとおり定める。

I 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 中小企業の製品・技術開発、新事業展開を支える技術支援

1-1 技術的課題の解決のための支援

(1) 技術相談

中小企業等に対し、職員の専門的な知識に基づく技術相談を実施し、製品開発支援や技術課題の解決を図る。

- ①お客様への的確な技術相談を提供するため、本部の実施体制を継続する。
- ②総合支援窓口の取組みにより、料金収納及び成績証明書の発行窓口の統合や複数技術分野にまたがる相談への一括対応などサービス機能の総合化を継続する。
- ③都市課題の解決に貢献するため、環境、福祉、安全・安心などの技術相談に対応する。特に、平成 25 年度は福祉、安全・安心分野に対応する。
- ④ものづくりに関連するサービス産業等の技術分野の相談について積極的に対応する。
- ⑤中小企業の現場での支援が必要な場合は、職員や専門家を現地に派遣する実地技術支援を実施する。
- ⑥都産技研の保有していない技術については、他の試験研究機関や大学、専門知識を有する外部専門家を活用して課題の解決を図り、利用者の要望に応える。
- ⑦協定締結機関と連携した技術相談体制を継続および拡充する。
- ⑧震災による電力不足に対応するため、都内および被災地中小企業の節電や省エネルギーに関する技術相談や実地技術支援を継続実施する。
- ⑨被災地公設試験研究機関と連携し、現地の課題に対応した震災対応技術支援を実施し、被災地復興に貢献する。

(2) 依頼試験

製品等の品質・性能の評価や、事故原因究明など中小企業の生産活動に伴う技術課題の解決を目的として、依頼試験を実施する。

- ①導入した機器を活用し、高品質、高性能、高安全性など付加価値の高いものづくりを支援できるよう、依頼試験の充実を図る。
- ②都産技研の特徴的な技術分野である非破壊検査、照明、音響、高電圧、ガラス技術、環境・防かび、放射線技術分野において、試験精度の向上や試験範囲の拡充など一層高品質なサービスを実施する。
- ③ J I S 等に定めのない分析・評価など、お客様の個別の試験ニーズに対しては、オーダーメイド試験により柔軟に対応する。

④首都圏公設試験研究機関連携体（以下、「TKF」という。）に参加している近隣の公設試験研究機関と連携した試験実施体制を継続する。

⑤本部の移転に伴い、電気分野の計量法認定事業者（JCSS）の再申請を行う。

⑥多摩テクノプラザ EMC サイトにおいて、試験所認定に向けた申請を行う。

⑦公的試験研究機関としての信頼の維持向上を図るため、機器の保守・更新、校正管理をより適切に行う。

⑧中小企業ニーズ及び最新の技術動向等に基づき、試験・研究設備及び機器の導入・更新を実施する。

⑨震災による電力不足に対応するため、中小企業の省エネルギー、高効率化に関する製品開発を促進する依頼試験の強化を行う。

⑩原子力発電所の事故に伴い、工業製品等の放射線量測定試験を継続実施する。

1-2 製品開発、品質評価のための支援

(1) 機器利用サービスの提供

①中小企業では導入が困難な測定機器や分析機器を整備し、中小企業における新製品・新技術開発のために機器利用のサービスを提供する。

②機器の操作方法のアドバイスや、測定データの説明、課題解決のための的確な指導・助言を行う。

③高度な先端機器は利用方法習得セミナーを開催して、機器利用ライセンス制度により利用可能な機器を拡張する。

④都産技研ホームページを活用し、機器利用可能情報の提供を拡大する。

(2) 高付加価値製品の開発支援

①本部において、「高度分析開発セクター」を活用し、中小企業による高度な研究開発や技術課題の解決を支援する。特に、高精度加工製品の開発支援を充実する。

②本部において、「システムデザインセクター」を活用し、デザインを活用した製品開発を支援する。特に、売れるデザイン力をもったものづくり支援を充実する。

③中小企業が自社製品を開発する際の上流工程の技術課題解決に対応するため、オーダーメイド開発支援を強化する。

④新製品・新技術開発を目指す中小企業に対する支援施設として「製品開発支援ラボ」を本部に18室、多摩テクノプラザに5室を引き続き提供する。

⑤共同研究企業が無料で利用可能な共同研究開発室を3室引き続き提供し、迅速な製品の開発を促進する。

⑥製品開発支援ラボと共同研究開発室の入居者による製品化・事業化を支援するため、共同利用の試作加工室を提供するとともに、技術経営相談などにも幅広く対応できる人材を配置

④首都圏公設試験研究機関連携体（以下、「TKF」という。）に参加している近隣の公設試験研究機関と連携した試験実施体制を継続する。

⑤本部において、電気分野の計量法認定事業者（JCSS）として試験業務を再開する。

⑥多摩テクノプラザ EMC サイトにおいて、EMC 分野の試験所認定事業者（VLAC）として試験業務を開始する。

⑦本部において、照明分野の試験所認定（JNLA）申請に向けた取り組みを加速する。

⑧公的試験研究機関としての信頼の維持向上を図るため、機器の保守・更新、校正管理をより適切に行う。

⑨中小企業ニーズ及び最新の技術動向等に基づき、試験・研究設備及び機器の導入・更新を実施する。

⑩震災による電力不足に対応するため、中小企業の省エネルギー、高効率化に関する製品開発を促進する依頼試験の強化を行う。

⑪原子力発電所の事故に伴い、工業製品等の放射線量測定試験を継続実施する。

1-2 製品開発、品質評価のための支援

(1) 機器利用サービスの提供

①中小企業では導入が困難な測定機器や分析機器を整備し、中小企業における新製品・新技術開発のために機器利用のサービスを提供する。

②機器の操作方法のアドバイスや、測定データの説明、課題解決のための的確な指導・助言を行う。

③高度な先端機器は利用方法習得セミナーを開催して、機器利用ライセンス制度により利用可能な機器を拡張する。

④都産技研ホームページを活用し、機器利用可能情報の提供を拡大する。また、インターネット経由での予約申し込み受付の対象機器を拡大する。

⑤墨田支所において、生活関連製品開発の支援拠点となる「生活技術開発セクター（仮称）」を開設し、サービス産業等への技術支援サービスを開始する。

(2) 高付加価値製品の開発支援

①本部において、「高度分析開発セクター」を活用し、中小企業による高度な研究開発や技術課題の解決を支援する。特に、高精度加工製品の開発支援を継続するとともに、機能性材料開発に着手する。

②本部において、「システムデザインセクター」を活用し、デザインを活用した製品開発を支援する。特に、デザイン分野でニーズの高い、三次元ものづくり支援を強化する。

③中小企業が自社製品を開発する際の上流工程の技術課題解決に対応するため、オーダーメイド開発支援を強化する。

④新製品・新技術開発を目指す中小企業に対する支援施設として「製品開発支援ラボ」を本部に18室、多摩テクノプラザに5室を引き続き提供する。

⑤共同研究企業が無料で利用可能な共同研究開発室を3室引き続き提供し、迅速な製品の開発を促進する。

⑥製品開発支援ラボと共同研究開発室の入居者による製品化・事業化を支援するため、共同利用の試作加工室を提供するとともに、技術経営相談などにも幅広く対応できる人材を配置

する。

(3) 製品の品質評価支援

本部において、「実証試験セクター」を活用し、中小企業の安全で信頼性の高い製品開発を支援するために、技術相談、依頼試験、機器利用をワンストップで効率的に技術支援する。

特に、温湿度、機械、電気試験分野において、各種規格に対応した質の高い試験を拡大させる。

1-3 新事業展開、新分野開拓のための支援

(1) 技術経営への支援

①公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、「中小企業振興公社」という。）の経営支援部門等他の機関との連携を活用して、セミナーの開催や企業への実地技術支援等を行う。

②都産技研を利用して製品開発等に取り組む中小企業に対し、東京都知的財産総合センターなどの知的財産支援機関の持つ支援機能を活用しつつ、知的財産の取得やそれを活用した事業戦略を促す。

③研究の成果として得た新技術に関して特許の出願に努めるとともに、使用許諾を推進し中小企業支援に活用する。

(2) 国際規格対応への支援

①中小企業が製品輸出や海外進出を行う際に、必要な国際規格への適合性などの技術情報を提供する国際規格支援センター（仮称）を開設する。

②海外展開を目指す中小企業を支援するため、輸出製品に関する相談に対応するとともに、海外取引に関する技術セミナーを開催する。

(3) 技術審査への貢献

①東京都や自治体、経営支援機関等が実施する中小企業等への助成や表彰などの際に行われる技術審査に積極的に協力する。

②審査・評価の公平かつ中立な実施と、精度の維持向上を図るため、最新の技術情報の収集・研究や研修等の実施により審査スキルの向上に努める。

2. 中小企業の製品・技術開発、新事業展開等を支える連携の推進

2-1 産学公連携による支援

①本部において、産学公連携の拠点となる「東京イノベーションハブ」を活用し、中小企業と大学、学協会、研究機関との連携を促進するセミナーや交流会、展示会を開催する。

②公立大学法人首都大学東京（以下、「首都大学東京」という。）など豊富な技術シーズを有する大学や研究機関と中小企業とのマッチングの場を提供する。

③本部や多摩テクノプラザに配置した産学公連携コーディネーターを活用し、中小企業のニーズと大学等のシーズとのマッチングを実施し、中小企業の技術開発・製品開発支援を推進する。

④企業同士の連携に意欲のある企業に対して、本部及び多摩テクノプラザで異業種交流会を各1グループ立ち上げるとともに、既存グループの活動支援を実施する。

⑤業界団体との業種別交流会を開催し、研究成果や新技術等の情報提供及び技術ニーズの収集を行う。

する。

(3) 製品の品質評価支援

本部において、「実証試験セクター」を活用し、中小企業の安全で信頼性の高い製品開発を支援するために、技術相談、依頼試験、機器利用をワンストップで効率的に技術支援する。

特に、温湿度、機械、電気試験分野において、各種規格に対応した質の高い試験を継続させる。

1-3 新事業展開、新分野開拓のための支援

(1) 技術経営への支援

①公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、「中小企業振興公社」という。）の経営支援部門等他の機関との連携を活用して、セミナーの開催や企業への実地技術支援等を行う。

②都産技研を利用して製品開発等に取り組む中小企業に対し、東京都知的財産総合センターなどの知的財産支援機関の持つ支援機能を活用しつつ、知的財産の取得やそれを活用した事業戦略を促す。

③研究の成果として得た新技術に関して特許の出願に努めるとともに、使用許諾を推進し中小企業支援に活用する。

(2) 国際規格対応への支援

①輸出製品技術支援センターを支援拠点として、中小企業が製品輸出や海外進出を行う際に必要な国際規格への適合性などの技術情報を提供する。

②海外展開を目指す中小企業を支援するため、輸出製品に関する相談体制を強化するとともに、海外取引に関する技術セミナーを開催する。

(3) 技術審査への貢献

①東京都や自治体、経営支援機関等が実施する中小企業等への助成や表彰などの際に行われる技術審査に積極的に協力する。

②審査・評価の公平かつ中立な実施と、精度の維持向上を図るため、最新の技術情報の収集・研究や研修等の実施により審査スキルの向上に努める。

2. 中小企業の製品・技術開発、新事業展開等を支える連携の推進

2-1 産学公連携による支援

①本部において、産学公連携の拠点となる「東京イノベーションハブ」を活用し、中小企業と大学、学協会、研究機関との連携を促進するセミナーや交流会、展示会を開催する。

②公立大学法人首都大学東京（以下、「首都大学東京」という。）など豊富な技術シーズを有する大学や研究機関と中小企業とのマッチングの場を提供する。

③本部や多摩テクノプラザに配置した産学公連携コーディネーターを活用し、中小企業のニーズと大学等のシーズとのマッチングを実施し、中小企業の技術開発・製品開発支援を推進する。

④企業同士の連携に意欲のある企業に対して、本部及び多摩テクノプラザで異業種交流会を各1グループ立ち上げるとともに、既存グループの活動支援を実施する。

⑤業界団体との業種別交流会を開催し、研究成果や新技術等の情報提供及び技術ニーズの収集を行う。

⑥中小企業の技術者等で構成する技術研究会を通じて、共同で技術的課題の解決を図る。

2-2 行政及び他の支援機関との連携による支援

①区市町村との連携強化に努め、地域における産業振興の取組に貢献するとともに都産技研の利用促進を図る。

②首都圏の公設試験研究機関が相互に連携・補完して広域的に中小企業の支援を実施しているTKFの活動を継続することにより、広域的なワンストップサービスを確保し、中小企業への技術支援の充実を図る。

③都産技研を利用した中小企業において、製品化や事業化の際に生じる開発資金の調達、販路の開拓などが円滑に進められるよう、中小企業振興公社等の経営支援機関と連携した事業を実施する。

④東京都との「放射性物質等による災害時等対応に関するに協定」に基づき、放射能測定試験を継続実施する。

3. 東京の産業発展と成長を支える研究開発の推進

3-1 基盤研究

機械、電気・電子、化学等の基盤技術分野に対する基盤研究を着実に実施するとともに、中小企業の技術ニーズを踏まえ、付加価値の高い新製品・新サービス開発や技術課題の解決に役立つ技術シーズの蓄積、今後発展が予想される技術分野の強化、都市課題の解決や都民生活の向上に資する研究を基盤研究として取り組む。

なかでも、今後の成長が期待される環境・省エネルギー、バイオ応用、メカトロニクス、EMC・半導体技術分野を重点研究として取り組み、都内中小企業による新しいサービスの創出に貢献する。

また、第1期中、平成23年度の基盤研究において得られた研究成果を事業化・製品化及び共同研究への実施や外部資金導入研究の採択へ発展させる。

○取り組む技術分野

- ①ナノテクノロジー分野
- ②情報技術分野
- ③エレクトロニクス分野
- ④システムデザイン分野
- ⑤環境・省エネルギー分野
- ⑥少子高齢・福祉分野
- ⑦バイオ応用分野
- ⑧メカトロニクス分野
- ⑨EMC・半導体分野
- ⑩品質強化分野
- ⑪復興支援に直結する技術分野
- ⑫ものづくり基盤技術分野

3-2 共同研究

⑥中小企業の技術者等で構成する技術研究会を通じて、共同で技術的課題の解決を図る。

2-2 行政及び他の支援機関との連携による支援

①区市町村との連携強化に努め、地域における産業振興の取組に貢献するとともに都産技研の利用促進を図る。

②首都圏の公設試験研究機関が相互に連携・補完して広域的に中小企業の支援を実施しているTKFの活動を継続することにより、広域的なワンストップサービスを確保し、中小企業への技術支援の充実を図る。

③都産技研を利用した中小企業において、製品化や事業化の際に生じる開発資金の調達、販路の開拓などが円滑に進められるよう、中小企業振興公社等の経営支援機関と連携した事業を実施する。

④東京都との「放射性物質等による災害時等対応に関するに協定」に基づき、放射能測定試験を継続実施する。

3. 東京の産業発展と成長を支える研究開発の推進

3-1 基盤研究

機械、電気・電子、化学等の基盤技術分野に対する基盤研究を着実に実施するとともに、中小企業の技術ニーズを踏まえ、付加価値の高い新製品・新サービス開発や技術課題の解決に役立つ技術シーズの蓄積、今後発展が予想される技術分野の強化、都市課題の解決や都民生活の向上に資する研究を基盤研究として取り組む。

なかでも、今後の成長が期待される環境・省エネルギー、バイオ応用、メカトロニクス、EMC・半導体技術分野を重点研究として取り組み、都内中小企業による新しいサービスの創出に貢献する。

また、第1期中、平成23,24年度の基盤研究において得られた研究成果を事業化・製品化及び共同研究への実施や外部資金導入研究の採択へ発展させる。

○取り組む技術分野

- ①ナノテクノロジー分野
- ②情報技術分野
- ③エレクトロニクス分野
- ④システムデザイン分野
- ⑤環境・省エネルギー分野
- ⑥少子高齢・福祉分野
- ⑦バイオ応用分野
- ⑧メカトロニクス分野
- ⑨EMC・半導体分野
- ⑩品質強化分野
- ⑪復興支援に直結する技術分野
- ⑫ものづくり基盤技術分野

3-2 共同研究

基盤研究で得られた研究成果を効率的かつ効果的に実用化へつなげていくため、独自の技術やノウハウを有し意欲のある中小企業や業界団体、大学、研究機関と協力して、共同研究に積極的に取り組むとともに、成果展開へつなげる。

年度当初及び年度途中で研究テーマを公募により設定し、研究を実施する。

3-3 外部資金導入研究・調査

都産技研が保有する研究成果を基に、科学技術研究費や産業振興を目的とする外部資金等に積極的に応募し採択を目指す。

①提案公募型研究

技術開発の要素が大きい経済産業省や文部科学省などの提案公募型事業へ積極的に応募し、採択を目指すとともに、採択された研究を確実に実施する。

未利用外部資金の調査を行い、申請可能なものを抽出して積極的に申請する。

② 地域結集型研究

科学技術振興機構（JST）地域結集型研究開発プログラム「都市の安全・安心を支える環境浄化技術開発」について、フェーズⅢの新たな体制のもとで東京都の環境改善に直結する製品化研究を引き続き推進するとともに、これまで得られた研究成果の事業化を積極的に推進する。

3-4 都市課題解決に資する研究開発

大都市課題に先駆的に取り組んでいる首都大学東京と連携を強化し、それぞれが有する知的資源を有効活用した取組を推進する。

東京都が進めている「都市課題解決のための技術戦略プログラム」事業において策定する技術戦略ロードマップに基づき、「環境・省エネルギー」及び「安心・安全」、「震災対策」分野における首都大学東京との共同研究を実施する。

4. 東京の産業を支える産業人材の育成

4-1 技術者の育成

新技術、産業動向、国際化対応などに関するセミナーや実践に役立つ講習会の開催により、中小企業の新製品・新サービスの創出を担う人材育成を進めるとともに、本部の開設に伴い整備した機器を活用し、研究開発や製造技術の高度化を担う中小企業の産業人材の育成を支援する。

サービス業や卸売業・小売業の従事者向けにおいても、都産技研の設備や人材を活かした実践的なセミナーを実施する。

個別企業や業界団体等の人材育成ニーズに対して、希望に対応したカリキュラムを編成するオーダーメイドセミナーを実施し、人材育成ニーズにきめ細かく対応する。

4-2 関係機関との連携による人材育成

首都大学東京をはじめとする大学、学術団体、業界団体、行政機関等が実施している産業人材育成の取り組みに対して、職員の講師派遣、インターンシップによる学生の受入れなどで積極的に協力する。

基盤研究で得られた研究成果を効率的かつ効果的に実用化へつなげていくため、独自の技術やノウハウを有し意欲のある中小企業や業界団体、大学、研究機関と協力して、共同研究に積極的に取り組むとともに、成果展開へつなげる。

年度当初及び年度途中で研究テーマを公募により設定し、研究を実施する。

3-3 外部資金導入研究・調査

都産技研が保有する研究成果を基に、科学技術研究費や産業振興を目的とする外部資金等に積極的に応募し採択を目指す。

①提案公募型研究

技術開発の要素が大きい経済産業省や文部科学省などの提案公募型事業へ積極的に応募し、採択を目指すとともに、採択された研究を確実に実施する。

未利用外部資金の調査を行い、申請可能なものを抽出して積極的に申請する。

② 地域結集型研究

科学技術振興機構（JST）地域結集型研究開発プログラム「都市の安全・安心を支える環境浄化技術開発」について、フェーズⅢの体制のもとで東京都の環境改善に直結する製品化研究を引き続き推進するとともに、これまで得られた研究成果の事業化を積極的に推進する。

3-4 都市課題解決に資する研究開発

大都市課題に先駆的に取り組んでいる首都大学東京と連携を強化し、それぞれが有する知的資源を有効活用した取組を推進する。

東京都が進めている「都市課題解決のための技術戦略プログラム」事業における技術戦略ロードマップに基づき、「安心・安全」及び「震災対策」分野における首都大学東京との共同研究を実施する。

4. 東京の産業を支える産業人材の育成

4-1 技術者の育成

新技術、産業動向、国際化対応などに関するセミナーや実践に役立つ講習会の開催により、中小企業の新製品・新サービスの創出を担う人材育成を進めるとともに、本部の開設に伴い整備した機器を活用し、研究開発や製造技術の高度化を担う中小企業の産業人材の育成を支援する。

サービス業や卸売業・小売業の従事者向けにおいても、都産技研の設備や人材を活かした実践的なセミナーを実施する。

個別企業や業界団体等の人材育成ニーズに対して、希望に対応したカリキュラムを編成するオーダーメイドセミナーを実施し、人材育成ニーズにきめ細かく対応する。

4-2 関係機関との連携による人材育成

首都大学東京をはじめとする大学、学術団体、業界団体、行政機関等が実施している産業人材育成の取り組みに対して、職員の講師派遣、インターンシップによる学生の受入れなどで積極的に協力する。

都産技研の設備や研究員の有する知識を活用し、東京都立職業能力開発センターや中小企業振興公社が実施する人材育成事業に積極的に協力する。

5. 情報発信・情報提供の推進

5-1 情報発信

東京都、区市町村、中小企業振興公社、商工会議所、商工会などの支援機関等が実施する講演会、イベント・展示会への参加を通じ、都産技研の事業を積極的にPRし利用拡大につなげる。

都産技研が開催する研究発表会と、首都大学東京やTKF参加の各公設試験研究機関等が行う研究発表会の間で、相互に発表者を派遣し合うなど、多様な連携により研究機関が保有する技術シーズや研究成果を広く中小企業に発信する。

5-2 情報提供

中小企業の製品開発や生産活動に役立つ以下の情報をインターネットや技術情報誌等の広報媒体により速やかに提供する。

本部の公開図書室を活用し、中小企業に役立つ技術資料等を公開する。

- ・研究開発の成果
- ・保有する技術情報
- ・依頼試験や設備機器の利用に関する情報
- ・産業人材育成に関するセミナー開催情報
- ・産学公連携コーディネートに関する情報
- ・共同研究の公募や受託研究に関する情報
- ・最近の技術動向等に関する情報
- ・工業製品等の放射能検査に関する情報

II. 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1. 組織体制及び運営

1-1 機動性の高い組織体制の確保

①事業動向等を踏まえ組織の見直しを継続的に実施し、各事業の効率的な執行体制を確保する。

②既存組織体制にとらわれず、適時プロジェクトチームを設置するなど、ニーズに柔軟に対応する。

1-2 適正な組織運営

①事業別のセグメント管理を活用することにより、各事業において投入した経営資源と事業効果の検証を継続する。

②都内中小企業に対して高品質な技術支援サービスを安定かつ継続的に提供する適切な組織運営を継続する。

1-3 職員の確保・育成

都産技研の設備や研究員の有する知識を活用し、東京都立職業能力開発センターや中小企業振興公社が実施する人材育成事業に積極的に協力する。

5. 情報発信・情報提供の推進

5-1 情報発信

東京都、区市町村、中小企業振興公社、商工会議所、商工会などの支援機関等が実施する講演会、イベント・展示会への参加を通じ、都産技研の事業を積極的にPRし利用拡大につなげる。

都産技研が開催する研究発表会と、首都大学東京やTKF参加の各公設試験研究機関等が行う研究発表会の間で、相互に発表者を派遣し合うなど、多様な連携により研究機関が保有する技術シーズや研究成果を広く中小企業に発信する。

5-2 情報提供

中小企業の製品開発や生産活動に役立つ以下の情報をインターネットや技術情報誌等の広報媒体により速やかに提供する。

本部の公開図書室を活用し、中小企業に役立つ技術資料等を公開する。

- ・研究開発の成果
- ・保有する技術情報
- ・依頼試験や設備機器の利用に関する情報
- ・産業人材育成に関するセミナー開催情報
- ・産学公連携コーディネートに関する情報
- ・共同研究の公募や受託研究に関する情報
- ・最近の技術動向等に関する情報
- ・工業製品等の放射能検査に関する情報

II. 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1. 組織体制及び運営

1-1 機動性の高い組織体制の確保

①事業動向等を踏まえ組織の見直しを継続的に実施し、各事業の効率的な執行体制を確保する。

②既存組織体制にとらわれず、適時プロジェクトチームを設置するなど、ニーズに柔軟に対応する。

1-2 適正な組織運営

①事業別のセグメント管理を活用することにより、各事業において投入した経営資源と事業効果の検証を継続する。

②都内中小企業に対して高品質な技術支援サービスを安定かつ継続的に提供する適切な組織運営を継続する。

1-3 職員の確保・育成

- ①大学訪問などの積極的なリクルート活動により、優秀な技術職員を計画的に採用する。
- ②地方独立行政法人の機動的で柔軟な組織運営に必要な事務職員についても、計画的に確保する。
- ③公平な業績評価とその昇給等への適切な反映により、職員一人ひとりのモチベーションを高めるとともにそのレベルアップを進め、組織運営の効率化や、技術支援及び研究開発の水準の向上を図る。
- ④中小企業の国際化を適切に支援していくため、職員の海外での学会参加による情報収集など国際規格の相談に対応できる職員の育成を継続する。

1-4 情報システム化の推進

ネットワークやインターネット、人事・庶務システムなどの都産技研の業務運営に欠かせない情報システム基盤を活用し、情報システムの利便性向上、業務の効率化、セキュリティの向上等を図る。
テレビ会議システムによる遠隔相談など情報システムを活用した利便性の向上に努める。

2. 業務運営の効率化と経費節減

2-1 業務改革の推進

お客様へのサービスの向上、業務の効率化、経費の削減等を目的として、組織と職員からの提案により、業務内容や処理手続きの見直等の業務改革を推進し、外部機関の活用も含め高い経営品質の実現や利用者満足度の向上を目指す。

2-2 財政運営の効率化

標準運営費交付金（プロジェクト的経費を除く。）を充当して行う業務については、中小企業ニーズの低下した業務の見直しや複数年契約の推進による効率化を進める。

Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項

1. 資産の適正な管理運用

安全かつ効率的な資金運用管理を推進し、建物、施設については、計画的な維持管理を行うとともに、設備機器については校正・保守・点検を的確に行うことにより国内規格や国際規格に適合する測定等が確実に実施できるよう管理運用する。

2. 剰余金の適切な活用

的確な経営判断を行い、新しい事業の開始、研究開発の推進、設備の更新・導入などにより、都内中小企業に提供するサービス水準の向上を図るとともに、事業実績や成果の向上につながるよう、剰余金を有効に活用する。

Ⅳ. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙

Ⅴ. 短期借入金の限度額

- ①大学訪問などの積極的なリクルート活動により、優秀な技術職員を計画的に採用する。
- ②地方独立行政法人の機動的で柔軟な組織運営に必要な事務職員についても、計画的に確保する。
- ③公平な業績評価とその昇給等への適切な反映により、職員一人ひとりのモチベーションを高めるとともにそのレベルアップを進め、組織運営の効率化や、技術支援及び研究開発の水準の向上を図る。
- ④中小企業の国際化を適切に支援していくため、職員の海外での学会参加による情報収集など国際規格の相談に対応できる職員の育成を継続する。

1-4 情報システム化の推進

ネットワークやインターネット、人事・庶務システムなどの都産技研の業務運営に欠かせない情報システム基盤を活用し、情報システムの利便性向上、業務の効率化、セキュリティの向上等を図る。
テレビ会議システムによる遠隔相談など情報システムを活用した利便性の向上に努める。

2. 業務運営の効率化と経費節減

2-1 業務改革の推進

お客様へのサービスの向上、業務の効率化、経費の削減等を目的として、組織と職員からの提案により、業務内容や処理手続きの見直等の業務改革を推進し、外部機関の活用も含め高い経営品質の実現や利用者満足度の向上を目指す。

2-2 財政運営の効率化

標準運営費交付金（プロジェクト的経費を除く。）を充当して行う業務については、中小企業ニーズの低下した業務の見直しや複数年契約の推進による効率化を進める。

Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項

1. 資産の適正な管理運用

安全かつ効率的な資金運用管理を推進し、建物、施設については、計画的な維持管理を行うとともに、設備機器については校正・保守・点検を的確に行うことにより国内規格や国際規格に適合する測定等が確実に実施できるよう管理運用する。

2. 剰余金の適切な活用

的確な経営判断を行い、新しい事業の開始、研究開発の推進、設備の更新・導入などにより、都内中小企業に提供するサービス水準の向上を図るとともに、事業実績や成果の向上につながるよう、剰余金を有効に活用する。

Ⅳ. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙

Ⅴ. 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

15 億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅滞及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に借入れの必要が生じることが想定される。

VI. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画

なし

VII. 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合、中小企業支援の充実、研究開発の質の向上、法人の円滑な業務運営の確保又は施設・設備の整備及び改善に充てる。

VIII. その他業務運営に関する重要事項

1. 施設・設備の整備と活用

- ①業務の確実な実施と機能向上のための施設・設備の整備を計画的に実施する。
- ②実施に当たっては、東京都からの施設整備補助金等の財源を適切に確保し、策定する長期保全計画に基づき総合的・長期的観点に立った整備・更新を行う。

2. 危機管理対策の推進

第1期中に策定した「リスクマネジメントに関する基本方針」に基づき、内部危機管理体制の整備を継続する。

- ①個人情報や企業情報、また製品開発等の職務上知り得た秘密については、適正な取扱いと確実な漏洩防止のために、全職員の受講を必須とする研修を実施する。
- ②環境保全や規制物質管理、労働安全衛生に関する法令を遵守し、危険物、劇毒物の管理と取扱い、災害に対する管理体制を確保するとともに、防災訓練等の実施や職員に対する意識向上のための研修を実施する。
- ③震災の発生や新興感染症の流行などに備え、対応策を定めるとともに、万が一発生した場合には、被害拡大の防止に向けた対策を実施する。
- ④緊急事態の発生を想定し、対策委員会の設置、緊急連絡網の設定、通報訓練の実施等をマニュアルとしてまとめるなど、迅速な情報伝達・意思決定に向けた管理体制の整備を図る。

3. 社会的責任

3-1 情報公開

公共性を有する法人として、運営状況の一層の透明性を確保するため、都産技研ホームページや刊行物の発行等により経営情報の公開に取り組む。

事業内容や事業運営状況に関する情報開示請求については、規則に基づき迅速かつ適正に

1. 短期借入金の限度額

15 億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅滞及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に借入れの必要が生じることが想定される。

VI. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画

なし

VII. 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合、中小企業支援の充実、研究開発の質の向上、法人の円滑な業務運営の確保又は施設・設備の整備及び改善に充てる。

VIII. その他業務運営に関する重要事項

1. 施設・設備の整備と活用

- ①業務の確実な実施と機能向上のための施設・設備の整備を計画的に実施する。
- ②実施に当たっては、東京都からの施設整備補助金等の財源を適切に確保し、策定する長期保全計画に基づき総合的・長期的観点に立った整備・更新を行う。

2. 危機管理対策の推進

第1期中に策定した「リスクマネジメントに関する基本方針」に基づき、内部危機管理体制の整備を継続する。

- ①個人情報や企業情報、また製品開発等の職務上知り得た秘密については、適正な取扱いと確実な漏洩防止のために、全職員の受講を必須とする研修を実施する。
- ②環境保全や規制物質管理、労働安全衛生に関する法令を遵守し、危険物、劇毒物の管理と取扱い、災害に対する管理体制を確保するとともに、防災訓練等の実施や職員に対する意識向上のための研修を実施する。
- ③震災の発生や新興感染症の流行などに備え、対応策を定めるとともに、万が一発生した場合には、被害拡大の防止に向けた対策を実施する。
- ④緊急事態の発生を想定し、対策委員会の設置、緊急連絡網の設定、通報訓練の実施等をマニュアルとしてまとめるなど、迅速な情報伝達・意思決定に向けた管理体制の整備を図る。

3. 社会的責任

3-1 情報公開

公共性を有する法人として、運営状況の一層の透明性を確保するため、都産技研ホームページや刊行物の発行等により経営情報の公開に取り組む。

事業内容や事業運営状況に関する情報開示請求については、規則に基づき迅速かつ適正に

対応する。

3-2 環境への配慮

法人の社会的責任を踏まえ、省エネルギー対策の推進、CO2削減等、「環境方針」に沿った取組により環境負荷の低減や環境改善に配慮した業務運営を行う。

3-3 法人倫理

都民から高い信頼性を得られるよう、「地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター憲章」等を踏まえ、法令遵守を徹底するとともに、職務執行に対する中立性と公平性を確保しつつ、高い倫理観を持って業務を行う。

対応する。

3-2 環境への配慮

法人の社会的責任を踏まえ、省エネルギー対策の推進、CO2削減等、「環境方針」に沿った取組により環境負荷の低減や環境改善に配慮した業務運営を行う。

3-3 法人倫理

都民から高い信頼性を得られるよう、「地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター憲章」等を踏まえ、法令遵守を徹底するとともに、職務執行に対する中立性と公平性を確保しつつ、高い倫理観を持って業務を行う。

予算（人件費の見積を含む。）、収支計画および資金計画

1. 予算

平成 24 年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	5,204
施設整備費補助金	10
自己収入	980
事業収入	454
補助金収入	30
外部資金研究費等	100
地域結集型研究開発プログラム	0
その他収入	397
積立金取崩	144
計	6,338
支出	
業務費	4,464
試験研究経費	1,649
外部資金研究経費等	100
地域結集型研究開発プログラム	0
産業支援拠点整備費	0
東京緊急対策	0
役職員人件費	2,716
一般管理費	1,874
計	6,338

[人件費の見積り]

平成 24 年度、2,521 百万円支出する。(退職手当は除く。)

※金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

予算（人件費の見積を含む。）、収支計画および資金計画

1. 予算

平成 25 年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	5163
施設整備費補助金	10
自己収入	983
事業収入	457
補助金収入	30
外部資金研究費等	100
地域結集型研究開発プログラム	0
その他収入	397
積立金取崩	144
計	6301
支出	
業務費	4,434
試験研究経費	1549
外部資金研究経費等	100
地域結集型研究開発プログラム	0
産業支援拠点整備費	0
東京緊急対策	0
役職員人件費	2,786
一般管理費	1,866
計	6,301

[人件費の見積り]

平成 25 年度、2,591 百万円支出する。(退職手当は除く。)

※金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

2. 収支計画

平成 24 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	8,202
経常費用	8,202
業務費	3,975
試験研究経費	1,159
外部資金研究経費等	100
地域結集型研究開発プログラム	0
産業支援拠点整備費	0
役職員人件費	2,716
東京緊急対策	0
一般管理費	1,874
減価償却費	2,353
収入の部	8,202
経常収益	8,202
運営費交付金収益	4,889
事業収益	454
外部資金研究費等収益	100
地域結集型研究開発プログラム	0
補助金収益	10
その他収益	397
資産見返運営費交付金等戻入	2,321
資産見返補助金等戻入	17
資産見返物品受贈額戻入	14
資産見返寄付金等戻入	2
純利益	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
総利益	0

※金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

2. 収支計画

平成 25 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	8,085
経常費用	8,085
業務費	3,945
試験研究経費	1,059
外部資金研究経費等	100
地域結集型研究開発プログラム	0
産業支援拠点整備費	0
役職員人件費	2,786
東京緊急対策	0
一般管理費	1,866
減価償却費	2,274
収入の部	8,085
経常収益	8,085
運営費交付金収益	4,848
事業収益	457
外部資金研究費等収益	100
地域結集型研究開発プログラム	0
補助金収益	10
その他収益	397
資産見返運営費交付金等戻入	2,240
資産見返補助金等戻入	21
資産見返物品受贈額戻入	12
資産見返寄付金等戻入	1
純利益	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
総利益	0

※金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

3. 資金計画

平成 24 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	6,338
業務活動による支出	5,849
投資活動による支出	489
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	6,194
業務活動による収入	6,194
運営費交付金による収入	5,204
事業収入	454
外部資金研究費等による収入	100
地域結集型研究開発プログラムによる収入	0
補助金等による収入	40
その他の収入	397
前期中期目標期間よりの繰越金	0

※金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

3. 資金計画

平成 25 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	6,301
業務活動による支出	5,811
投資活動による支出	489
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	6,156
業務活動による収入	6,156
運営費交付金による収入	5,163
事業収入	457
外部資金研究費等による収入	100
地域結集型研究開発プログラムによる収入	0
補助金等による収入	40
その他の収入	397
前期中期目標期間よりの繰越金	0

※金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。